

全国



第 2217 号

令和5年 1月25日 (2023年)

毎月3回5の日に発行 発行 全国市議会議長会

ぜんこくしぎかいじゅんぼう

市議会旬報

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-4-2 代表 TEL 03 (3262) 5234 旬報 TEL 03 (3262) 5237 発行人 橋本 嘉一 https://www.si-gichokai.jp 議長会HP



第33次 答申 地方制度調査会

岸田首相に提出

議会位置付け / 議員職務

地方自治法で規定へ

請負規制緩和・災害時等の開会日変更に関し改正に

第33次地方制度調査会が昨年12月21日開催の第3回総会で取りまとめた地方公共団体における「議会の位置付け」や「議員の職務」を明確にする方向性などを示した答申が同28日に岸田文雄首相に提出された。

政府は答申に沿った地方自治法改正案を今通常国会へ提出する見込み。改正されれば、昨年12月に改正の「議員個人による請負に関する規制の緩和」、「災害時等の開会の日の変更」に続き、本会が求めていた要望事項が反映された改正となる(1~3面)。

答申における議会の位置付け・議員職務

- 地方議会の位置付け**  
議事機関として住民が選挙した議員をもって組織される
- 地方議会の役割・責任**  
地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決する
- 議員の職務**  
議会の権限の適切な行使に資するため、住民の負託を受け、誠実に職務を行う

地方制度調査会は、「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」で、感染症のまん延等の緊急時や人口減少に伴う資源制約の下での合意形成を行う上で、地域の多様な民意を集約する議会の役割は大きく、多様な人材が参画し、住民に開かれた議会を実現していくことが重要との認識を示した。

しかし、議員の構成は、性別や年齢構成の面で多様性を欠き、一部の議員の不適切な行為と相まって、住民の議会に対する関心の低下、住民から見た議会の魅力の喪失など、議員のなり手不足

の原因の一つにもなっていると課題を整理。その上で、これらの対応

の理由の一つにもなっていると課題を整理。その上で、これらの対応

の理由の一つにもなっていると課題を整理。その上で、これらの対応

答申では、議会が重要な役割・責任を十分に果たすよう、議会や議員がそれぞれの立場で、重い役割や責任を自覚することが何よりも重要と指摘。その重要性が改めて認識されるよう、すべての議会や議員に共通する一般的な事項を地方自治法へ規定する方向性を示した。具体的には、地方自治法の議会の設置根拠の規

定に▽議事機関として住民が選挙した議員をもって組織されるところの地方公共団体における議会の位置付け▽所定の重要な意思決定に関する事件を議決する等の議会の役割・

定に▽議事機関として住民が選挙した議員をもって組織されるところの地方公共団体における議会の位置付け▽所定の重要な意思決定に関する事件を議決する等の議会の役割・

定に▽議事機関として住民が選挙した議員をもって組織されるところの地方公共団体における議会の位置付け▽所定の重要な意思決定に関する事件を議決する等の議会の役割・

定に▽議事機関として住民が選挙した議員をもって組織されるところの地方公共団体における議会の位置付け▽所定の重要な意思決定に関する事件を議決する等の議会の役割・

定に▽議事機関として住民が選挙した議員をもって組織されるところの地方公共団体における議会の位置付け▽所定の重要な意思決定に関する事件を議決する等の議会の役割・

立候補環境の整備 勤労者が立候補しやすい環境の整備については、立候補に伴う休暇規定の整備や休暇の取得による不利益取扱いを禁止すること等は、有効な方策と考えられる一方、法制度として一律に設ける場合の事業主負担の課題、国会議員や長の選挙に先行させることの課題について引き続き検討することとした。

その上で、まずは、各企業の自主的な取組として、就業規則において▽立候補に伴う休暇制度を設けること▽議員との副業・兼業を可能とするこ

と等一について要請を検討すべきとした。

本会議へのオンライン出席については、多様な人材の議会への参画に途を開く観点から、これを可能とすべきであるとの意見があるが、▽可能とする場合の範囲▽本人確認、議事の公開、第三者の関与がないことの担保等の課題一を挙げ、国会

における取扱いも参考に、その際には、委員会へのオンライン出席の課題の検証が必要とした。

また、住民の議会への請願書の提出や議会から

また、住民の議会への請願書の提出や議会から

また、住民の議会への請願書の提出や議会から

また、住民の議会への請願書の提出や議会から

また、住民の議会への請願書の提出や議会から

また、住民の議会への請願書の提出や議会から

また、住民の議会への請願書の提出や議会から

国会への意見書の提出等の手続については、オンライン化を可能とすべきとした。

**議会における取組の必要性**

多様な人材の参画については、▽夜間・休日等の議会開催等による勤労者等の参画促進▽ハラスメント相談窓口の設置、会議規則での育児・介護等の取扱いの明確化等による女性や若者、育児・介護に携わる者の参画促進など議会運営上の工夫が必要とした。小規模団体では、議員報酬の水準のあり方を検討すべきとした。

住民に開かれた議会のための取組として、SNSの活用、タブレット端末によるペーパーレス化にあわせた情報公開、住民が議会に参画する機会（政策サポーター、議会モニター等）が必要とした。  
これらの取組に対する議長会との連携や国の支援が重要とした。

**「多様な人材の市議会への参画促進に関する決議」(R4.11.9 第 113 回評議員会) に対する 第 33 次地方制度調査会答申 (R4.12.28) の内容**

<p>議会決議 (R4.11.9)</p>	<p>第 33 次地方制度調査会答申 (R4.12.28)</p>
<p>第 1 多様な人材の市議会への参画を促す環境整備 1 地方議会の位置付け・議員の職務の明確化 議会と長の二元代表制から構成される地方自治の重要性に鑑み、地方議会の意思決定機関としての位置付けや住民の代表者としての議員の職責について、令和5年の統一地方選挙までに地方自治法で明確化すること。</p>	<p>第 3 議会の位置付け等の明確化 議会の役割・責任、議員の職務等について、その重要性が改めて認識されるよう、全ての議会や議員にも共通する一般的な事項を地方自治法に規定することとされる。具体的には、地方自治法の議会の設置根拠の規定に、議事機関として住民が選挙した議員をもつて組織されるという地方公共団体における議会の位置付けを追記すること、地方公共団体の所定の重要な意思決定に関する事件を議決する等の議会の役割・責任を明確に規定すること、議員は、議会の権限の適切な行使に資するため、住民の負託を受け、誠実に職務を行わなければならないことを規定することが考えられる。この際、特に、議員に関する規定は、職務を行う上での心構えを示すものであり、新たな権限や義務を定めるものではなく、本来の議員の職務以外の不適切な行為を正当化し、助長するようなことにならないよう、十分留意すべきである。</p>
<p>2 会社員が立候補しやすい労働法制の見直し 今や就業者の9割を会社員が占めており、若者や女性を含む幅広い会社員層から市議会の議員に立候補しやすい、また、兼業が認められる場合には議員活動ができる環境を整える必要がある。 このため、立候補に伴う休暇保障や議員活動のための休職、任期満了後の復職など、労働基準法はじめ労働法制の見直しを行うこと。</p>	<p>第 4 立候補環境の整備 勤労者が立候補しやすい環境を整備するため、法制度として、立候補に伴う休暇の規定を設けることや、休暇を取得したことを理由とした不利益取扱いを禁止すること等は、個々の企業の事情に関わらず勤労者の立候補を促進するものとして、有効な方策の一つと考えられる。 一方で、法制度として一律に設けることとする場合、事業主負担をどのように考えるかという課題や、立候補に伴う休暇や不利益取扱いの禁止は参政権の行使に関わる問題であることから、地方議会議員選挙のみを対象とし、国会議員選挙や長の選挙に先行させることについてどう考えるかという課題がある。 また、多様で柔軟な働き方への需要の高まりや人口減少下における人材確保の必要性等を背景として、副業や兼業が増加傾向にある。議員に当選した後においても、引き続き企業に勤務しながら議員活動を行うことも考えられるところ、副業・兼業は各企業の就業規則において、これを認める取扱いとすることが可能である。 これらを踏まえると、法制化については、上記の課題について引き続き検討することとしつつ、まずは、各企業の状況に応じた自主的な取組として、就業規則において、立候補に伴う休暇制度を設けることや、議員との副業・兼業を可能とすること等について、各企業に要請していくことを検討すべきである。</p>
<p>5 小規模市における議員報酬の引上げ等を促進する財政支援 (議員報酬の引上げ) 小規模市議会の議員は、概して議員報酬の水準が低く、経済的に恵まれた議員は別として、兼業しなければ生計困難に陥りかねない実情にある。 一方、議会の役割が高まるに伴い、小規模市においても議員活動が年々増大、その内容も高度化・専門化し、現実には専業として活動せざるを得ない議員も多く、議員のなり手不足の一因にもなっている。 このため、住民の理解を得ながら、地域の実情に応じて生計維持が可能な水準まで議員報酬を引き上げることができるよう、小規模市に対する地方財政措置の強化を図ること。</p>	<p>第 2 議会における取組の必要性 1 多様な人材の参画を前提とした議会運営 議員報酬の額は条例で定めることとされているが、議長の全国的連合組織との連携により、議員の活動量と長の活動量を比較し、議会・議員が住民自治をどのように進め、住民福祉の向上に取り組んでいるか活動内容を明確に示すことなどを通じて、適正な議員報酬の水準について議論を行っている取組もあり、こうした取組を参考に、住民の理解を得ながら、議員報酬の水準のあり方を検討することが考えられる。</p>
<p>7 政治分野における男女共同参画の推進 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づき、議員活動と出産育児等の両立支援のために地方議会が実施する体制整備等の取組に対し支援を</p>	<p>第 2 議会における取組の必要性 1 多様な人材の参画を前提とした議会運営 女性や若者、育児・介護に携わる者等が議会に参画する上での障壁を除去する方策としては、議員活動等</p>

<p style="text-align: center;">本会決議 (R4.11.9)</p>	<p style="text-align: center;">第33次地方制度調査会答申 (R4.12.28)</p>
<p>行うこと。</p>	<p>を行う上でのハラスメント防止のため、第三者による相談窓口を設置し、性別や年齢を問わず幅広く相談を受け付けることや、会議規則において育児・介護等の取扱いを明確化すること、議会活動における旧姓使用を認めること等の対応を行うことが考えられる。</p> <p><b>3 議長の全国的連合組織等との連携・国の支援</b>            多様な人材の参画を促すための議会運営上の工夫や住民の議会に対する理解を促進する取組については、一部の議会において取組が進んでいるものの、未だ広がりや限定的なものも多い。各議会において自主的な取組を進めていくことが基本であるものの、取組を広げていく上では、議長の全国的連合組織において、人的支援や先進的な事例・手法の共有、研修等の取組を積極的に進めていくことが重要である。例えば、各議会におけるハラスメント防止対策を進めるための研修の実施、各議会におけるハラスメント防止体制の実態調査や、多様な人材の参画を促すための全国的な議論の喚起を行うことが考えられる。</p> <p>また、経済的・社会的つながりが深い地方公共団体の議会間においても連携・交流を進めることも必要である。都道府県議会において第三者を交えたハラスメント相談体制を整備し、管内市町村議会の事案を含めて相談を受け付ける事例も出てきており、広域連携による専門人材の共同活用や共通する地域課題に関する共同研修の取組を進めていくことも有効と考えられる。</p> <p>国においても、令和3年に改正された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づき、男女共同参画をテーマとする啓発活動や先進事例の紹介等の取組を引き続き行っていくことが重要である。</p>
<p><b>9 地方議会のデジタル化の促進</b>            本会議、委員会等のウェブサイト公開、議員に対するタブレット端末の配布、議事の自動音声翻訳、デジタル人材の育成確保など、地方議会のデジタル化への取組について技術的・財政的な支援を行うこと。</p>	<p><b>第2 議会における取組の必要性</b>  <b>3 議長の全国的連合組織等との連携・国の支援</b>            議会におけるデジタル技術の活用を進めていくためには、技術的・財政的な課題があるとの指摘があり、特に小規模団体において取組が進んでいない状況にあることから、国や議長の全国的連合組織において必要な支援を行い、デジタル化の取組を促すことも検討すべきである。</p> <p><b>第5 議会のデジタル化</b>  <b>2 議会に関連する手続のオンライン化</b>            議会が関わる法令上の手続には、書面等により行うことが求められているものがあるが、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」により、議会と行政機関等との間で行われるものについては、原則として、既に、オンラインにより行うことが可能とされている。</p> <p>他方、住民の議会に対する請願書の提出や、議会から国会に対する意見書の提出など、住民と議会、議会と国会等の間で行われる法令上の手続は、同法の適用対象外とされている。多様な住民が議会に関わる機会を広げる観点や、議会運営の合理化を図る観点から、これらの手続についても、一括して、オンラインにより行うことを可能とすべきである。</p>
<p><b>第2 地方議会の権能強化</b>  <b>7 地方議会のオンライン開催</b>            感染症のまん延や大規模災害の発生により委員会を開催すること自体が困難な場合に加え、出産・育児、介護、疾病等の事情により会議場に参集することが困難な議員についてはオンラインでの参加を認めるなど、本会議への対象拡大も含め、地方議会のオンライン開催の拡充を図ること。</p>	<p><b>第5 議会のデジタル化</b>  <b>1 議会へのオンラインによる出席</b>            本会議へのオンラインによる出席については、多様な人材の議会への参画に途を開く観点等から、これを可能とすべきであるとの意見がある。この点に関しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインによる出席を例外的な取扱いとせず、事由を問わず幅広くオンラインによる出席を可能とする考え方がある一方、あくまで現に議場にいるという意味での出席を原則とした上で、</li> <li>・育児・介護中の者や障害者、妊産婦等の議場に来ることが困難な者の議会への参画に途を開く観点から、個人の事情を含めて、現在、会議規則で欠席が認められているような正当な事由がある場合にはオンラインによる出席を可能とする考え方</li> <li>・大規模災害、感染症のまん延等に際して議会機能を維持する観点から、現に議場にいるという意味での出席が困難な事態が生じた際に、議会機能を維持するために必要がある場合にはオンラインによる出席を可能とする考え方</li> </ul> <p>がある。このほか、引き続き、出席については現に議場にいることを前提にしつつ、議決と議決以外の議事で定足数の要件を分け、後者については過半数の要件を緩和することにより、出席ではない位置付けで、オンラインにより参加することを可能とする考え方もある。これらについて、国会における取扱いの状況も参考としつつ、丁寧な検討を進めていくべきである。</p>

令和3年中 市議会の活動に関する実態調査

タブレット端末 51.9%が導入

ICT化・ペーパーレス化進む

本会は、「令和4年度市議会の活動に関する実態調査結果」を取りまとめた。調査は令和3年1月1日～12月31日を対象期間とし、オンラインで行ったもの。本文中カッコ内の%は記載がない限り、調査対象の815市区に対する割合。本紙では、調査結果の一部を掲載する(記事中の「市」は東京都特別区を含む)。

タブレット端末の導入状況

全議員を対象としてタブレット端末を導入している市は、前回から120市増の423市(51.9%)だった。

タブレットの導入経費・形態については「公費で購入し議員に貸与」とした市が最多の189市(全議員対象にタブレットを導入している市の44.7%)で、「公費によるリース又はレンタル」が181市(同42.8%)、「複数の経費で按分」が21市(同5.0%)と続いた。

また、庁舎外へのタブ

レット持ち出しを認めている市は413市(全議員対象にタブレットを導入している市の97.6%)だった。

タブレット端末の活用によって会議資料をペーパーレス化している市は370市(全議員対象にタブレットを導入している市の87.5%)だった(一部の会議資料のみペーパーレス化している場合も含む)。

パソコン・タブレットの使用状況 本会議場・委員会室での議員のパソコン・タブレット端末の使用状況について、本会議場でタブレット

「希望する議員のみ持ち込み可」としている市が147市(18.0%)。委員会室では「全議員持ち込みが原則」340市(41.7%)、「希望する議員のみ持ち込み可」が172市(21.1%)だった。

望する議員のみ持ち込み可」が198市(24.3%)だった。

音声認識システム

会議録作成における音声認識システムは、195市(23.9%)が導入、578市(70.9%)が未導入、その他(試行的に導入している市等)が42市(5.2%)だった。

災害対応方針

議会独自の災害対応方針を制定している市は617市(75.7%)。議会BCPを制定している市は226市(方針制定市の27.7%)、議会独自の災害対応方針における感染症対応を規定している市は245市(同39.7%)。

委員会等 のオンライン開催

令和3年中に委員会等をオンラインで開催した市は142市(17.4%)。その他32市(同22.5%)となった。

また、常任委員会でもオンラインによる参考人招致を実施した市は3市、特別委員会でもオンラインによる参考人招致を実施した市は5市だった。

押印廃止

会議規則および委員会条例等に基づく書式における押印を廃止した市は528市(64.8%)。請願に係る会議規則(標準市議会会議規則第一三九条)について、「押印」を「署名又は記名押印」に改めた市が662市(81.2%)、押印を削除した(署名又は押印を不要とした市)が20市(2.5%)、会議規則を改正していない市が67市(8.2%)だった。また、その他(標準会議規則改正以前から「署名又は記名押印」に改正していた市等)は66市(8.1%)だった。

住民等の議会参画

子ども議会は84市(10.3%)が開催した。女性議会は7市(0.9%)、模

擬議会は23市(2.8%)が開催した。議会報告会を開催した市は225市(27.6%)。このうち、議会基

本条例に基づく議会報告会を開催したのは198市(24.3%)、申し合わせ等に基づく議会報告会を開催したのは27市(3.3%)

3%)だった。  
 議会報告会の内容について▽報告及び意見交換105市(議会報告会開催市の46・7%)▽意見交換のみ55市(同24・4%)▽報告のみ28市(同12・4%)▽その他58市(同25・8%)―となった。  
 議会モニター制度は、38市(4・7%)が採用。議会におけるパブリックコメントについては40市(4・9%)が実施した。市政及び議会に関する住民アンケート調査は87市(10・7%)が実施した。議会と大学等との協定は、36市(4・4%)が締結している。

広報広聴

フェイスブック・ツイッターなどにより議会の情報を発信している市は388市(47・6%)。情報発信の方法については、フェイスブックが221市(フェイスブック8%)などとなった。

議案の賛否

個々の議案に対する賛否については、641市(78・7%)が議員ごとに、81市(9・9%)が会派ごとに公表しており、77市(9・4%)が公表を行っていない。

36市(4・7%)が採用。議会におけるパブリックコメントについては40市(4・9%)が実施した。市政及び議会に関する住民アンケート調査は87市(10・7%)が実施した。議会と大学等との協定は、36市(4・4%)が締結している。

文書質問

ク・ツイッター等による情報発信実施市の57・0%、YouTubeが187市(同48・2%)、ツイッターが113市(同29・1%)、LINEが62市(同16・0%)、メールマガジンが34市(同8・8%)などとなった。

議案の賛否

個々の議案に対する賛否を公表している722市(88・6%)のうち、673市(賛否公表市の93・2%)が議会だより、366市(同50・7%)がホームページ、17市(同2・4%)がその他の媒体で公表を行っている。

表① 通年会期制を採用している市(開始年別、条文別)

市数	市区名
13	久慈市、福島市、柏崎市、厚木市、常総市、坂東市、鳥羽市、四條畷市、守山市、丹波篠山市、浜田市、小松島市、三好市
36	根室市、宮古市、北上市、一関市、滝沢市、登米市、伊達市、南砺市、金沢市、七尾市、白山市、青梅市、あきる野市、文京区、墨田区、荒川区、相模原市、横須賀市、守谷市、那須塩原市、鎌ヶ谷市、藤枝市、犬山市、豊明市、四日市市、鈴鹿市、枚方市、大東市、大阪狭山市、京都市、亀岡市、大津市、安来市、土佐清水市、香美市、彦根市

※1 地方自治法第102条の2第1項 ※2 同第102条第2項

本会議傍聴の際の記入内容・配布資料  
 本会議傍聴の際に氏名等の記入を必要としている市は740市(90・8%)。  
 記入事項は、氏名が734市(氏名等の記入を必要とする市の99・2%)、住所が709市(同95・8%)、年齢が267市(同36・1%)。その他の記入項目を求めるとは296市(同40・0%)だった。

文書質問

本会議の傍聴者に資料を配布している市は811市(99・5%)。内訳は、議事日程が710市(資料配布市の87・5%)、議案(一部のみの場合も含む)が319市(同39・3%)、質問内容の資料が783市(同96・5%)、その他の資料を配布している市が332市(同40・9%)だった。

議員間討議

議員間(自由)討議を条例や規則等で規定している市は546市(67・0%)。令和3年中に議員間(自由)討議実施市の市は329市(40・4%)だった。議員間(自由)討議を行った会議の種類別では、▽委員会290市(議員間(自由)討議実施市の88・1%)▽協議等の場80市(同24・3%)▽事実上の会議33市(同10・0%)▽本会議16市(同4・9%)▽その他12市(同3・6%)―となった。

一問一答方式

一問一答方式  
 議会質問で「一問一答方式」を規定している市は691市(84・8%)。その根拠規定は、議会基本条例が320市(規定した市は724市(88・8%))一問一答方式を実施した市は724市(88・8%)だった。

議員間討議

議員間(自由)討議を条例や規則等で規定している市は546市(67・0%)。令和3年中に議員間(自由)討議実施市の市は329市(40・4%)だった。議員間(自由)討議を行った会議の種類別では、▽委員会290市(議員間(自由)討議実施市の88・1%)▽協議等の場80市(同24・3%)▽事実上の会議33市(同10・0%)▽本会議16市(同4・9%)▽その他12市(同3・6%)―となった。

議会図書室

議会図書室を一般も利用できる市は515市(63.2%)。

議会図書室に専任ま

たは兼任の司書を配置している市は14市(1.7%)、議会図書室と公立または大学図書館との連携を行っている市は68市(8.3%)だった。

政務活動費の状況

政務活動費を交付している市は723市(88.7%)で、交付していない市は90市(11.0%)となった。

170市(同23.5%)▽3万円以上5万円未満の117市(同16.2%)▽5万円以上10万円未満の80市(同11.1%)―などとなっている。

交付対象は▽会派271市(政活費交付市の37.5%)▽会派または議員212市(同29.3%)▽議員169市(同23.4%)▽選択制47市(同6.5%)▽会派及び議員18市(同2.5%)▽その他6市(同0.8%)―となった。

ホームページ上で収支報告書などを公開している市は642市(政活費交付市の88.8%)。公開している文書ごとに見ると▽収支報告書540市(HP上で政活費の収支報告書などを公開している市の84.1%)▽領収書360市(同56.1%)▽活動報告書・視察報告書325市(同50.6%)▽会計帳簿190市(同29.6%)▽支出伝票108市(同16.8%)▽その他256市(同39.9%)―となった。

HPリニューアル



和泉市(大阪府)市議会をより身近に感じてもらうため、子ども向けページを新たに設置。トップページにPRバナーを設けて、議会のピックアップ情報をお伝えするほか、議会の予定がひと目でわかる議会カレンダーを掲載している。  
https://www.gijiroku.jp/izumi/

今回の実態調査では、▽政治分野の男女共同参画に関する議会の取組▽議会における障害者への配慮事例▽議会独自の妊産婦・乳幼児連れ移動や施設利用の円滑化への取組―について各市の事例などを調査している。詳細は本会ホームページ参照。

第16回

新潟市

委員長市紹介



みなとまち新潟(写真提供=新潟市)



市章

【市の概要】

▽人口 77万3914人(令和4年12月31日)

▽面積 726.28km<sup>2</sup>

▽歴史・沿革 江戸時代から物流拠点「新潟湊」の機能を生かして賑わいを見せていた「新潟町」は、安政5年に、アメリカ・イギリスなど5か国との修好通商条約によって、開港5港の一つに指定され、世界に開かれた港町となった。明治22年、市制を施行。以来、大火・地震などにみまわれながらも、そのつど復興を成し遂げて発展。平成8年

【議会の概要】

▽議員定数 51人(現在・男性42人、女性8人)

▽前回選挙 平成31年4月7日。立候補70人。投票率44.96%

▽議会トピックス 令和4年12月定例会において、「新潟市拉致問題等啓発推進条例」を議員提案により制定。北朝鮮による拉致問題を風化させず、早期解決に資することが目的。拉致の可能性を排

除できない特定失踪者の事案も拉致問題の対象として明記していることが条例の特徴。

議長の話



古泉幸一議長

新潟市は日本海に面し、信濃川と阿賀野川という二つの大河の河口に位置した「みなとまち」です。現在も、至るところに「みなとまち」の歴史文化の面影を感じることが出来ます。また、豊かな田園に育まれた色とりどりの食文化も併せ持っています。本年5月には、市内でG7新潟財務大臣・中央銀行総裁会議が開催されます。本市を訪れる世界各国の皆さんをおもてなしの心で迎えるとともに、みなとまち文化や国際拠点都市としての新潟を日本中、世界中にアピールしていきます。



富良野市役所新庁舎  
(写真提供=富良野市)



議場  
(同左)

でも利用可能な構造となつているほか、議場の模様が1階と4階のスペースで放映される。

▽富良野市(北海道)  
〒076-8555  
富良野市弥生町1-1  
電話番号、ファクス番号は変更なし  
議場は段差のない床面と可動席を備え、会議等

新庁舎落成

議会人事

▽議長

(令和4年)

▽五條 吉田雅範(12・21)

▽坂東 後藤治男(12・22)

▽寒河江 伊藤正彦(12・26)

▽笠間 大関久義(12・27)

▽つくば 五頭泰誠(12・27)

(令和5年)

▽舞鶴 上羽和幸(1・16)

▽副議長

(令和4年)

▽平川 長内秀樹(12・20)

▽五條 藤富美恵子(12・21)

▽坂東 青木和之(12・22)

▽寒河江 木村寿太郎(12・26)

▽笠間 内桶克之(12・27)

▽つくば 小森谷さやか(12・27)

▽事務局長

(令和4年)

▽平川 小野生子(4・1)

▽伊勢原 黒石正幸(4・1)

お知らせ  
次号の旬報は、2月15日付の2218・9号合併号として発行します。

令和5年度

公益財団法人全国市町村研修財団

市町村職員中央研修所  
全国市町村国際文化研修所

研修のご案内

市町村職員中央研修所(市町村アカデミー・JAMP)及び全国市町村国際文化研修所(国際文化アカデミー・JIAM)では、市区町村議会の議員の皆様を対象に、自治体が直面している重要課題や時局の話題を取り上げる宿泊型特別セミナー・研修を開催しております。

多くの皆様のご参加を、お待ち申し上げております。



市町村アカデミー  
Japan Academy for Municipal Personnel

市町村議会議員特別セミナー

区分	開催日程	申込期限	留意事項
第1回	令和5年5月8日(月)～9日(火)	令和5年3月14日(火)	※申込人数が先着順で定員に達したときは、申込期限前であっても募集を締め切らせていただく場合があります。
第2回	令和5年11月1日(水)～2日(木)	令和5年9月5日(火)	
第3回	令和6年1月9日(火)～11日(水)	令和5年11月7日(火)	

主な講師(実績)

テーマ	講師名	肩書 ※肩書はご講演当時のものになります。
地方議会	ピアンキ・アンソニー氏	愛知県犬山市議会議員
	磯崎初仁氏	中央大学法学部教授・大学院法学研究科教授
地域づくり	山崎亮氏	株式会社 studio-L 代表
	櫻井常矢氏	高崎経済大学地域政策学部教授
地方経済	藻谷浩介氏	日本総合研究所調査部主席研究員
子育て支援	秋田喜代美氏	学習院大学文学部教育学科教授、東京大学名誉教授
防災	片田敏孝氏	東京大学大学院情報学環特任教授

会場

市町村職員中央研修所(市町村アカデミー・JAMP)  
〒261-0025 千葉県千葉市美浜区浜田1丁目1番地

参加費

10,000円  
※宿泊費及び食費等を含む予定額となります。

募集人員

各回120名

カリキュラム

各回で4テーマを設定し、様々な分野で活躍する講師にご講演いただきます。  
※詳細は申込期限の約1か月前に当研修所ホームページや「JAMPNewsletter」にて、お知らせいたします。

申込方法

必ず議会事務局を通してお申し込みください。  
※当研修所のホームページから電子申込みでお申し込みいただくか、「特別課程受講申込書」をFAXでお送りください。  
※多くの自治体からご参加いただくため、1団体9名以内でお願いいたします。

お問合せ先

公益財団法人全国市町村研修財団 市町村職員中央研修所(市町村アカデミー・JAMP)  
研修部 (電話) 043-276-3126  
ホームページ <https://www.jamp.gr.jp/>

議員対象研修



研修名		研修期間		予定人数
市町村議会議員特別セミナー 【実施回数 3 回】	第 1 回	7 月 31 日 (月) ~ 8 月 1 日 (火)	200	
	第 2 回	10 月 30 日 (月) ~ 10 月 31 日 (火)	200	
	第 3 回	1 月 22 日 (月) ~ 1 月 23 日 (火)	200	
市町村議会議員研修 【5 日間コース】	新人議員のための地方自治の基本	5 月 8 日 (月) ~ 5 月 12 日 (金)	50	
市町村議会議員研修 【3 日間コース】	社会保障・社会福祉	7 月 3 日 (月) ~ 7 月 5 日 (水)	60	
	1 年目議員のために【新規】 【実施回数 2 回】	第 1 回 7 月 18 日 (火) ~ 7 月 20 日 (木) 第 2 回 11 月 8 日 (水) ~ 11 月 10 日 (金)	60	
	地方議員のための政策法務 ~政策実現のための条例提案に向けて~	8 月 8 日 (火) ~ 8 月 10 日 (木)	60	
	人口減少社会における議会の役割	10 月 10 日 (火) ~ 10 月 12 日 (木)	60	
	地方財政制度の基本と自治体財政	10 月 18 日 (水) ~ 10 月 20 日 (金)	60	
市町村議会議員研修 【2 日間コース】	防災と議員の役割 【実施回数 2 回】	第 1 回 4 月 27 日 (木) ~ 4 月 28 日 (金) 第 2 回 11 月 20 日 (月) ~ 11 月 21 日 (火)	60	
	住民とのコミュニケーション ~対話と発信力の向上~	5 月 18 日 (木) ~ 5 月 19 日 (金)	60	
	自治体決算の基本と実践 ~行政評価を活用した決算審査~	5 月 22 日 (月) ~ 5 月 23 日 (火)	60	
	自治体予算を考える	8 月 17 日 (木) ~ 8 月 18 日 (金)	60	
	議会改革を考える ~先進事例に学ぶ住民参加・情報公開~	10 月 23 日 (月) ~ 10 月 24 日 (火)	60	
	自治体財政の見方 ~健全化判断比率を中心に~	1 月 10 日 (水) ~ 1 月 11 日 (木)	60	
トップマネジメントセミナー	10 月 2 日 (月) ~ 10 月 3 日 (火)	60		
世界情勢からわがまちの未来をつくる ~トップマネジャーの方のために~	10 月 16 日 (月) ~ 10 月 17 日 (火)	30		

- 会場** 全国市町村国際文化研修所 (国際文化アカデミー・JIAM)  
〒520-0106 滋賀県大津市唐崎二丁目13-1
- 各研修の  
カリキュラム** 各研修の詳細は、開催日の概ね2か月前までに当研修所ホームページに掲載しますとともに、各議会事務局宛に案内チラシを送付いたします。
- 申込方法** 必ず議会事務局を通してお申し込みください。  
※当研修所のホームページからWeb申込みできます。
- お問合せ先** 公益財団法人全国市町村研修財団 全国市町村国際文化研修所 (国際文化アカデミー・JIAM)  
教務部 (電話)077-578-5932  
ホームページ <https://www.jiam.jp/>



✉ JAMP Newsletter

研修に関する最新情報などをメールでお届けします。  
[配信登録はこちら]  
<https://www.jamp.gr.jp/issue/mailmagagin/>



JAMP Newsletter 🔍

公益財団法人全国市町村研修財団  
市町村職員中央研修所  
(市町村アカデミー・JAMP)  
千葉県千葉市美浜区浜田1丁目1番地



✉ JIAM メールマガジン

研修に関する最新情報などをメールでお届けします。  
[配信登録はこちら]  
<https://www.jiam.jp/melmaga/>



JIAM メールマガジン 🔍

公益財団法人全国市町村研修財団  
全国市町村国際文化研修所  
(国際文化アカデミー・JIAM)  
滋賀県大津市唐崎二丁目13-1